

新条文	旧条文
<p>(医療費支給認定の申請等)</p> <p>第三条 法第十九条の三第一項の規定による申請及び法第十九条の五第一項の規定による申請は、<u>知事が別に定める医療費支給認定(変更認定)申請書</u>により、申請者の居住地を管轄する保健所長にしなければならない。</p> <p>2 省令第七条の九第三項の規定による届出は、<u>知事が別に定める医療費支給認定申請事項変更届出書</u>により、届出者の居住地を管轄する保健所長にしなければならない。</p> <p>(指定医の指定の申請等)</p> <p>第四条 省令第七条の十第一項の規定による申請は、<u>知事が別に定める指定医指定申請書</u>によらなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 省令第七条の十四の規定による届出は、<u>知事が別に定める指定医申請事項変更届出書</u>によらなければならない。</p> <p>4 省令第七条の十五の規定により指定の辞退をしようとする指定医は、<u>知事が別に定める指定医指定辞退届出書</u>により知事に申し出なければならない。</p> <p>(医療受給者証の再交付の申請)</p> <p>第五条 省令第七条の二十三第一項の規定による申請は、<u>知事が別に定める医療受給者証再交付申請書</u>により、申請者の居住地を管轄する保健所</p>	<p>(医療費支給認定の申請等)</p> <p>第三条 法第十九条の三第一項の規定による申請及び法第十九条の五第一項の規定による申請は、<u>医療費支給認定(変更認定)申請書(第一号様式)</u>により、申請者の居住地を管轄する保健所長にしなければならない。</p> <p>2 省令第七条の九第三項の規定による届出は、<u>医療費支給認定申請事項変更届出書(第一号様式の二)</u>により、届出者の居住地を管轄する保健所長にしなければならない。</p> <p>(指定医の指定の申請等)</p> <p>第四条 省令第七条の十第一項の規定による申請は、<u>指定医指定申請書(第二号様式)</u>によらなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 省令第七条の十四の規定による届出は、<u>指定医申請事項変更届出書(第二号様式の二)</u>によらなければならない。</p> <p>4 省令第七条の十五の規定により指定の辞退をしようとする指定医は、<u>指定医指定辞退届出書(第二号様式の三)</u>により知事に申し出なければならない。</p> <p>(医療受給者証の再交付の申請)</p> <p>第五条 省令第七条の二十三第一項の規定による申請は、<u>医療受給者証再交付申請書(第三号様式)</u>により、申請者の居住地を管轄する保健所長</p>

長にしなければならない。

(指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の申請等)

第六条 法第十九条の九第一項の規定による申請は、知事が別に定める指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書によらなければならない。

2 略

3 法第十九条の十四の規定による届出は、知事が別に定める指定小児慢性特定疾病医療機関申請事項変更届出書によらなければならない。

4 省令第七条の三十七の規定による届出は、知事が別に定める指定小児慢性特定疾病医療機関指定辞退届出書によらなければならない。

(療育の給付の申請等)

第七条 省令第十条第一項の規定による申請は、療育給付申請書(第一号様式)に、次に掲げる書類を添えて、療育の給付を受けようとする児童の居住地を管轄する保健所長にしなければならない。

一 療育意見書(第二号様式)

二 世帯調書(第三号様式)

三 略

2 保健所長は、前項の申請があつた場合において療育の給付の決定をしたときは指定療育機関に通知し、当該申請の却下の決定をしたときは療育申請却下通知書(第四号様式)により、申請者に通知しなければならない。

(療育の有効期間の延長の申請等)

第八条 前条第二項の通知を受けた指定療育機関は、療育券(省令第十条

にしなければならない。

(指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の申請等)

第六条 法第十九条の九第一項の規定による申請は、指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書(第四号様式)によらなければならない。

2 略

3 法第十九条の十四の規定による届出は、指定小児慢性特定疾病医療機関申請事項変更届出書(第四号様式之二)によらなければならない。

4 省令第七条の三十七の規定による届出は、指定小児慢性特定疾病医療機関指定辞退届出書(第四号様式之三)によらなければならない。

(療育の給付の申請等)

第七条 省令第十条第一項の規定による申請は、療育給付申請書(第五号様式)に、次に掲げる書類を添えて、療育の給付を受けようとする児童の居住地を管轄する保健所長にしなければならない。

一 療育意見書(第六号様式)

二 世帯調書(第七号様式)

三 略

2 保健所長は、前項の申請があつた場合において療育の給付の決定をしたときは指定療育機関に通知し、当該申請の却下の決定をしたときは療育申請却下通知書(第八号様式)により、申請者に通知しなければならない。

(療育の有効期間の延長の申請等)

第八条 前条第二項の通知を受けた指定療育機関は、療育券(省令第十条

第二項に規定する療育券をいう。)に記載された有効期間の延長が必要であると認めるときは、療育延長申請書(第五号様式)により、当該通知をした保健所長に申請しなければならない。

2 保健所長は、前項の申請があつた場合において、療育の有効期間の延長の決定をしたときは療育延長通知書(第六号様式)により、当該申請の却下の決定をしたときは療育延長申請却下通知書(第四号様式)により、当該申請に係る指定療育機関及び療育の給付を受ける児童(以下「療育受給児童」という。)の保護者に通知しなければならない。

(療育給付費用の徴収)

第九条 略

2 略

3 保健所長は、条例第十条第一項の規定により療育徴収金を徴収するとき、次の各号に掲げる期日において当該療育徴収金の額を決定し、費用徴収額決定通知書(第七号様式)により、療育徴収金の額を療育納入義務者に通知しなければならない。

一 三 略

(療育徴収金の額の改定等)

第十条 略

2 保健所長は、前項の規定により療育徴収金の額を改定したときは、費用徴収額改定通知書(第七号様式)により、改正後の療育徴収金の額を療育納入義務者に通知しなければならない。

3 療育納入義務者は、災害、病気その他やむを得ない事由により所得又は租税、社会保険料、医療費等の必要経費に著しい変動が生じたため療

第二項に規定する療育券をいう。)に記載された有効期間の延長が必要であると認めるときは、療育延長申請書(第九号様式)により、当該通知をした保健所長に申請しなければならない。

2 保健所長は、前項の申請があつた場合において、療育の有効期間の延長の決定をしたときは療育延長通知書(第十号様式)により、当該申請の却下の決定をしたときは療育延長申請却下通知書(第八号様式)により、当該申請に係る指定療育機関及び療育の給付を受ける児童(以下「療育受給児童」という。)の保護者に通知しなければならない。

(療育給付費用の徴収)

第九条 略

2 略

3 保健所長は、条例第十条第一項の規定により療育徴収金を徴収するとき、次の各号に掲げる期日において当該療育徴収金の額を決定し、費用徴収額決定通知書(第十一号様式)により、療育徴収金の額を療育納入義務者に通知しなければならない。

一 三 略

(療育徴収金の額の改定等)

第十条 略

2 保健所長は、前項の規定により療育徴収金の額を改定したときは、費用徴収額改定通知書(第十一号様式)により、改正後の療育徴収金の額を療育納入義務者に通知しなければならない。

3 療育納入義務者は、災害、病気その他やむを得ない事由により所得又は租税、社会保険料、医療費等の必要経費に著しい変動が生じたため療

育徴収金を納入することが困難であるときは、費用徴収額改定申請書（第八号様式）により、療育徴収金の額の改定を、当該療育徴収金の額を決定した保健所長に申請することができる。

4・5 略

6 保健所長は、第三項の申請があつた場合において当該申請の却下の決定をしたときは、費用徴収額改定申請却下通知書（第九号様式）により、申請者に通知しなければならない。

（母子保護等の実施の申込み等）

第十一条 法第二十二條第二項又は第二十三條第二項の規定による申込みは、母子保護等実施申込書（第十号様式）により、居住地を管轄する福祉事務所長にしなければならない。

2 福祉事務所長は、母子保護等の実施の承諾を決定したときは、母子保護等実施承諾通知書（第十一号様式）により、母子保護等の実施を受ける者（以下「保護母子等」という。）又はその保護者に通知しなければならない。

3 福祉事務所長は、母子保護等の実施の変更（母子保護等の実施に係る助産施設又は母子生活支援施設の変更を含む。次条において同じ。）の決定をしたとき、母子保護等の実施の停止の決定をしたとき、又は母子保護等の実施の解除の決定をしたときは、母子保護等実施変更（停止、解除）通知書（第十二号様式）により、保護母子等又はその保護者に通知しなければならない。

4 福祉事務所長は、第一項の申込みがあつた場合において当該申込みの承諾をしない旨の決定をしたときは、母子保護等申込不承諾通知書（第十三号様式）により、申込者に通知しなければならない。

育徴収金を納入することが困難であるときは、費用徴収額改定申請書（第十二号様式）により、療育徴収金の額の改定を、当該療育徴収金の額を決定した保健所長に申請することができる。

4・5 略

6 保健所長は、第三項の申請があつた場合において当該申請の却下の決定をしたときは、費用徴収額改定申請却下通知書（第十三号様式）により、申請者に通知しなければならない。

（母子保護等の実施の申込み等）

第十一条 法第二十二條第二項又は第二十三條第二項の規定による申込みは、母子保護等実施申込書（第十四号様式）により、居住地を管轄する福祉事務所長にしなければならない。

2 福祉事務所長は、母子保護等の実施の承諾を決定したときは、母子保護等実施承諾通知書（第十五号様式）により、母子保護等の実施を受ける者（以下「保護母子等」という。）又はその保護者に通知しなければならない。

3 福祉事務所長は、母子保護等の実施の変更（母子保護等の実施に係る助産施設又は母子生活支援施設の変更を含む。次条において同じ。）の決定をしたとき、母子保護等の実施の停止の決定をしたとき、又は母子保護等の実施の解除の決定をしたときは、母子保護等実施変更（停止、解除）通知書（第十六号様式）により、保護母子等又はその保護者に通知しなければならない。

4 福祉事務所長は、第一項の申込みがあつた場合において当該申込みの承諾をしない旨の決定をしたときは、母子保護等申込不承諾通知書（第十七号様式）により、申込者に通知しなければならない。

(障害児入所給付費支給申請書等)

第十三条 法第二十四条の三第一項の規定による申請は、障害児入所給付費支給申請書(第十四号様式)によらなければならない。

2 省令第二十五条の七第七項の規定による届出は、申請内容等変更届出書(第十五号様式)によらなければならない。

3 省令第二十五条の七第九項の規定による再交付の申請は、入所受給者証再交付申請書(第十六号様式)によらなければならない。

4 省令第二十五条の十九第一項の規定による申請は、特定入所障害児食費等給付費支給申請書(第十七号様式)によらなければならない。

(児童等の入所措置の通知)

第十四条 児童相談所長は、児童等入所措置の開始を決定したときは、入所措置開始通知書(第十一号様式)により、児童等入所措置を受ける者(以下「措置児童等」という。)の保護者(保護者がいない場合は、当該措置児童等)に通知しなければならない。

2 児童相談所長は、児童等入所措置の変更(児童等入所措置に係る児童福祉施設の変更を含む。次条において同じ。)を決定したとき、児童等入所措置の停止を決定したとき、又は児童等入所措置の解除を決定したときは、入所措置変更(停止、解除)通知書(第十二号様式)により、措置児童等の保護者(保護者がいない場合は、当該措置児童等)に通知しなければならない。

(身分を証明する証票)

第十六条 法第二十九条に規定する身分を証明する証票は、第十八号様式

(障害児入所給付費支給申請書等)

第十三条 法第二十四条の三第一項の規定による申請は、障害児入所給付費支給申請書(第十八号様式)によらなければならない。

2 省令第二十五条の七第七項の規定による届出は、申請内容等変更届出書(第十九号様式)によらなければならない。

3 省令第二十五条の七第九項の規定による再交付の申請は、入所受給者証再交付申請書(第二十号様式)によらなければならない。

4 省令第二十五条の十九第一項の規定による申請は、特定入所障害児食費等給付費支給申請書(第二十一号様式)によらなければならない。

(児童等の入所措置の通知)

第十四条 児童相談所長は、児童等入所措置の開始を決定したときは、入所措置開始通知書(第十五号様式)により、児童等入所措置を受ける者(以下「措置児童等」という。)の保護者(保護者がいない場合は、当該措置児童等)に通知しなければならない。

2 児童相談所長は、児童等入所措置の変更(児童等入所措置に係る児童福祉施設の変更を含む。次条において同じ。)を決定したとき、児童等入所措置の停止を決定したとき、又は児童等入所措置の解除を決定したときは、入所措置変更(停止、解除)通知書(第十六号様式)により、措置児童等の保護者(保護者がいない場合は、当該措置児童等)に通知しなければならない。

(身分を証明する証票)

第十六条 法第二十九条に規定する身分を証明する証票は、第二十二号様式

による。

(一時保護)

第十七条 児童相談所長は、法第三十三条の規定による一時保護若しくは一時保護の委託を行うとき、又は一時保護を解除するときは、一時保護開始(解除)通知書(第十九号様式)により、当該措置に係る児童の保護者に通知しなければならない。

(児童自立生活援助の実施の申込み等)

第十八条 法第三十三条の六第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による申込みは、児童自立生活援助実施申込書(第十号様式)により、居住地を管轄する児童相談所長にしなければならない。

2 児童相談所長は、児童自立生活援助の実施の承諾を決定したときは、児童自立生活援助実施承諾通知書(第十一号様式)により、児童自立生活援助の実施を受ける満二十歳未満義務教育終了児童等又は満二十歳以上義務教育終了児童等(次項において「援助児童等」という。)に通知しなければならない。

3 児童相談所長は、児童自立生活援助の実施の変更(児童自立生活援助の実施に係る児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業を行う住居をいう。以下同じ。)の変更を含む。次条において同じ。)の決定をしたとき、児童自立生活援助の実施の停止の決定をしたとき、又は児童自立生活援助の実施の解除の決定をしたときは、児童自立生活援助実施変更(停止、解除)通知書(第十二号様式)により、援助児童等に通知しなければならない。

式による。

(一時保護)

第十七条 児童相談所長は、法第三十三条の規定による一時保護若しくは一時保護の委託を行うとき、又は一時保護を解除するときは、一時保護開始(解除)通知書(第二十三号様式)により、当該措置に係る児童の保護者に通知しなければならない。

(児童自立生活援助の実施の申込み等)

第十八条 法第三十三条の六第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による申込みは、児童自立生活援助実施申込書(第十四号様式)により、居住地を管轄する児童相談所長にしなければならない。

2 児童相談所長は、児童自立生活援助の実施の承諾を決定したときは、児童自立生活援助実施承諾通知書(第十五号様式)により、児童自立生活援助の実施を受ける満二十歳未満義務教育終了児童等又は満二十歳以上義務教育終了児童等(次項において「援助児童等」という。)に通知しなければならない。

3 児童相談所長は、児童自立生活援助の実施の変更(児童自立生活援助の実施に係る児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業を行う住居をいう。以下同じ。)の変更を含む。次条において同じ。)の決定をしたとき、児童自立生活援助の実施の停止の決定をしたとき、又は児童自立生活援助の実施の解除の決定をしたときは、児童自立生活援助実施変更(停止、解除)通知書(第十六号様式)により、援助児童等に通知しなければならない。

4 児童相談所長は、第一項の申込みがあつた場合において当該申込みの承諾をしない旨の決定をしたときは、児童自立生活援助申込不承諾通知書（第十三号様式）により、申込者に通知しなければならない。

（徴収金等の減免申請）

第二十二條 条例第十二條の規定により、療育徴収金又は入所等徴収金の全部又は一部の免除を受けようとする者は、徴収金等減免申請書（第二十号様式）を知事に提出しなければならない。

（障害児通所支援事業等開始届書等）

第二十三條 法第三十四條の三第二項の規定による届出は、障害児通所支援事業等開始届書（第二十一号様式）によらなければならない。

2 法第三十四條の三第三項の規定による届出は、障害児通所支援事業等変更届書（第二十三号様式）によらなければならない。

3 法第三十四條の三第四項の規定による届出は、障害児通所支援事業等廃止（休止）届書（第二十四号様式）によらなければならない。

（児童自立生活援助事業等開始届書等）

第二十四條 法第三十四條の四第一項の規定による届出は、児童自立生活援助事業等開始届書（第二十一号様式）によらなければならない。

2 法第三十四條の四第二項の規定による届出は、児童自立生活援助事業等変更届書（第二十三号様式）によらなければならない。

3 法第三十四條の四第三項の規定による届出は、児童自立生活援助事業等廃止（休止）届書（第二十四号様式）によらなければならない。

4 児童相談所長は、第一項の申込みがあつた場合において当該申込みの承諾をしない旨の決定をしたときは、児童自立生活援助申込不承諾通知書（第十七号様式）により、申込者に通知しなければならない。

（徴収金等の減免申請）

第二十二條 条例第十二條の規定により、療育徴収金又は入所等徴収金の全部又は一部の免除を受けようとする者は、徴収金等減免申請書（第二十四号様式）を知事に提出しなければならない。

（障害児通所支援事業等開始届書等）

第二十三條 法第三十四條の三第二項の規定による届出は、障害児通所支援事業等開始届書（第二十五号様式）によらなければならない。

2 法第三十四條の三第三項の規定による届出は、障害児通所支援事業等変更届書（第二十七号様式）によらなければならない。

3 法第三十四條の三第四項の規定による届出は、障害児通所支援事業等廃止（休止）届書（第二十八号様式）によらなければならない。

（児童自立生活援助事業等開始届書等）

第二十四條 法第三十四條の四第一項の規定による届出は、児童自立生活援助事業等開始届書（第二十五号様式）によらなければならない。

2 法第三十四條の四第二項の規定による届出は、児童自立生活援助事業等変更届書（第二十七号様式）によらなければならない。

3 法第三十四條の四第三項の規定による届出は、児童自立生活援助事業等廃止（休止）届書（第二十八号様式）によらなければならない。

(一時預かり事業開始届書等)

第二十五条 法第三十四条の十二第一項の規定による届出は、一時預かり事業開始届書(第二十二号様式)によらなければならない。

2 法第三十四条の十二第二項の規定による届出は、一時預かり事業変更届書(第二十三号様式)によらなければならない。

3 法第三十四条の十二第三項の規定による届出は、一時預かり事業廃止(休止)届書(第二十四号様式)によらなければならない。

(病児保育事業開始届書等)

第二十六条 法第三十四条の十八第一項の規定による届出は、病児保育事業開始届書(第二十二号様式)によらなければならない。

2 法第三十四条の十八第二項の規定による届出は、病児保育事業変更届書(第二十三号様式)によらなければならない。

3 法第三十四条の十八第三項の規定による届出は、病児保育事業廃止(休止)届書(第二十四号様式)によらなければならない。

(養育里親名簿及び養子縁組里親名簿の登録の申請書等)

第二十七条 省令第三十六条の四十一第一項から第三項までの規定による申請書の提出は、養育里親名簿(養子縁組里親名簿)登録申請書(第二十五号様式)により、居住地を管轄する児童相談所長を経由して知事になければならない。

2 児童相談所長は、前項に規定する申請書の提出があつたときは、当該申請者の家庭等の状況について調査を行い、養育里親名簿又は養子縁組里親名簿に登録すること(省令第三十六条の四十一第二項の規定による申請書の提出があつた場合にあつては、専門里親として養育里親名簿に

(一時預かり事業開始届書等)

第二十五条 法第三十四条の十二第一項の規定による届出は、一時預かり事業開始届書(第二十六号様式)によらなければならない。

2 法第三十四条の十二第二項の規定による届出は、一時預かり事業変更届書(第二十七号様式)によらなければならない。

3 法第三十四条の十二第三項の規定による届出は、一時預かり事業廃止(休止)届書(第二十八号様式)によらなければならない。

(病児保育事業開始届書等)

第二十六条 法第三十四条の十八第一項の規定による届出は、病児保育事業開始届書(第二十六号様式)によらなければならない。

2 法第三十四条の十八第二項の規定による届出は、病児保育事業変更届書(第二十七号様式)によらなければならない。

3 法第三十四条の十八第三項の規定による届出は、病児保育事業廃止(休止)届書(第二十八号様式)によらなければならない。

(養育里親名簿及び養子縁組里親名簿の登録の申請書等)

第二十七条 省令第三十六条の四十一第一項から第三項までの規定による申請書の提出は、養育里親名簿(養子縁組里親名簿)登録申請書(第二十九号様式)により、居住地を管轄する児童相談所長を経由して知事になければならない。

2 児童相談所長は、前項に規定する申請書の提出があつたときは、当該申請者の家庭等の状況について調査を行い、養育里親名簿又は養子縁組里親名簿に登録すること(省令第三十六条の四十一第二項の規定による申請書の提出があつた場合にあつては、専門里親として養育里親名簿に

登録すること)の適否について意見を付し、当該申請書に養育里親(養子縁組里親)調査書(第二十六号様式)を添付し、知事に進達しなければならぬ。

3 略

(児童福祉施設の設置届書等)

第二十八条 法第三十五条第三項の規定による届出は、児童福祉施設設置届書(第二十七号様式)によらなければならない。

2 省令第三十七条第二項の規定による申請は、児童福祉施設設置認可申請書(第二十八号様式)によらなければならない。

(廃止届書等)

第二十九条 法第三十五条第十一項の規定による届出は、児童福祉施設廃止(休止)届書(第二十九号様式)によらなければならない。

2 法第三十五条第十二項の規定による承認の申請は、児童福祉施設廃止(休止)承認申請書(第三十号様式)によらなければならない。

(変更届書)

第三十条 省令第三十七条第四項、第五項又は第六項の規定による届出は、児童福祉施設内容変更届書(第三十一号様式)によらなければならない。

(削る)

第一号様式(第三十一号様式) 略

登録すること)の適否について意見を付し、当該申請書に養育里親(養子縁組里親)調査書(第三十号様式)を添付し、知事に進達しなければならぬ。

3 略

(児童福祉施設の設置届書等)

第二十八条 法第三十五条第三項の規定による届出は、児童福祉施設設置届書(第三十一号様式)によらなければならない。

2 省令第三十七条第二項の規定による申請は、児童福祉施設設置認可申請書(第三十二号様式)によらなければならない。

(廃止届書等)

第二十九条 法第三十五条第十一項の規定による届出は、児童福祉施設廃止(休止)届書(第三十三号様式)によらなければならない。

2 法第三十五条第十二項の規定による承認の申請は、児童福祉施設廃止(休止)承認申請書(第三十四号様式)によらなければならない。

(変更届書)

第三十条 省令第三十七条第四項、第五項又は第六項の規定による届出は、児童福祉施設内容変更届書(第三十五号様式)によらなければならない。

第一号様式(第四号様式)の三 略

第五号様式(第三十五号様式) 略

